



～営利企業従事等許可編①～

どのような場合に申請が必要？

職員が営利企業等から依頼を受けて業務に従事し、報酬を受ける場合に必要です。勤務時間外かつ無報酬の場合、基本的に申請は不要ですが、営利目的の会社や団体の役員、不動産賃貸等の自営とみなされるものについては勤務時間内外・報酬の有無に関わらず申請が必要です（申請内容によって許可できない場合があります。）

申請のタイミングは？

依頼された業務に従事しようとする前に申請してください。申請を忘れた場合は、速やかに教職員課服務制度係に相談してください。



ポイント 報酬を受ける前ではなく依頼された**業務に従事する前に**申請すること。申請をせずに業務に従事していると**懲戒処分の対象**となることがあります。（教育に関する兼職も同様）

許可基準は？

次のいずれにも該当しない場合であって、制度の趣旨に反しないと認める場合に許可します。

- ①職務の遂行に支障を及ぼすおそれのある場合
- ②職員が占めている職と、兼ねようとする地位又は従事しようとする事業若しくは事務との間に特別な利害関係があり、又はその発生のおそれがある場合。
- ③職員の身分上ふさわしくない性質をもつ場合

（職員の営利企業への従事等の制限に関する規則）

主な許可事例は？

教科書・副教材等の執筆・校閲、英検の面接・運営、PTA主催の講習会の講師など

申請に必要な書類は？

①許可願 ②従事内容、報酬等が分かる書類 ③その他必要に応じ内容を確認できる書類

ポイント 教科書等の出版会社からの依頼で教科書の原稿執筆等を行う場合は、教科書及び副教材の選定委員とならない旨の申立書及び学校長の証明書が必要です。

申請から許可までの流れは？

	申 請	許 可
基 本	職員⇒学校長⇒道教委	道教委⇒学校長⇒職員
PTA等主催の進学講習等	職員⇒学校長	学校長⇒職員



ポイント 自校のPTA等の団体が運営主体となって実施する進学講習の講師、模擬試験の監督、検定試験の監督、その他自校生徒を対象に実施する講習の講師等の業務については、学校長において許可することができます。※その他許可基準あり（詳細は平成30年3月20日付け教職第2411号通知を参照）

皆さんの「そこが知りたい！」を募集します！URLまたはQRコードから投稿してください！（道立学校のみ）

（投稿用URL⇒<https://www.harp.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=00r00Wna>）

※投稿数や内容によって掲載できない場合があります。あらかじめ御了承ください。



QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です